



東海東京フィナンシャル・ホールディングス

証券コード：8616

# 第107期 定期株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2019年6月26日（水曜日）午前10時

（受付開始時刻 午前9時）

## 開催場所

東京都中央区新川一丁目17番21号

茅場町ファーストビル8階ホール

（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）

## ■ 目次

株主の皆さまへ	1
経営理念	2
第107期定期株主総会招集ご通知	3
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	8
第3号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件	15
第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)更新の件	20
（添付書類）	
事業報告	51
連結計算書類等	81
監査報告書	89
ご参考	95
株主総会会場ご案内図	



本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産  
は取り止めとさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主の皆さんへ

株主の皆さんには日頃より温かいご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年2019年で、私たちが取り組む経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」は、3年目を迎えます。独自戦略である有力地方銀行との提携合弁証券は、7社目の十六TT証券が本年6月に営業を開始いたしました。個人投資家のお客様にはセグメント別のサービスを強化し、特に富裕層向けブランド「オルクドール」は名古屋に加え東京でも展開、本年4月には東京の専用サロンをオープンいたしました。

一方2019年3月期は、米中貿易摩擦やBrexitなどの不安要因が金融市場に与えた影響に加え、オフィス移転やフィンテック企業への出資などの先行投資、買収子会社の黒字化遅れもあり、厳しい決算となりました。

こうした経営環境を踏まえ、当社は、生産性向上によるコスト構造改善に取り組み、多様なニーズにお応えするための証券担保ローンや新型ラップ商品など商品戦略の強化に加え、要員の増強や商品多様化、システムの高度化など市場部門の強化に尽力してまいります。

日本では高齢化やITの進化、顧客本位の業務運営や働き方改革の徹底など、変革が求められる事業環境が続きます。当社グループは、革新的な戦略と堅実なリスク管理のもと、変貌する金融の未来を拓く「新時代の旗手」をめざしてまいります。引き続き一層のご支援を賜りたく、心よりお願ひ申し上げます。



2019年6月

代表取締役社長  
最高経営責任者 石田 建昭

# 経営理念 Management Philosophy

## Our Vision

### 私たちの目指す姿

金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与します。

東海東京フィナンシャル・グループは、地域・人を大切にする信念をもって事業に取り組んでいます。私たちが目指すのは、全てのお客様の資産・資本の充実を、日本経済の成長に繋げることです。当社グループ役社員が一丸となって事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆様の信頼をいただきながらこれまでにない総合金融グループを創り上げ、新たな時代のリーダーとなることを目指します。

## Our Mission

### 私たちの使命

私たちが、目指す姿には、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが欠かせません。  
当社グループは、次の使命を持っています。

**Customer**：お客様の資産を活かし、豊かなライフマネジメントの実現と、企業価値向上を支援するために、全力で努力する企業グループであり続けます

**Global**：時代の流れを的確にとらえ、グローバルな視点を持ち、常にイノベーティブな企業グループであり続けます

**Region**：地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます

**Employee**：社員の成長を重んじ、個性を生かし、専門性に優れた、きらきら輝く社員の自己実現をサポートする企業グループであり続けます

**Trust**：時代のいかなる激流にも耐え、ステークホルダーの信頼を勝ち得る強くたくましい企業グループであり続けます

## Our Action

### 私たちの行動指針

私たちは「使命」を実行するため、次のように行動します。

- 私たちは、学び続けます
- 私たちは、チャレンジします
- 私たちは、コミュニケーションを大切にします
- 私たちは、「強く、たくましく」を目標にします
- 私たちは、「規律の文化」を尊重します

## Catchphrase

### キャッチフレーズ

当社グループのキャッチフレーズは、次のとおりです

- わくわくする会社
- 学び続ける会社
- 仲間を大切にする会社
- 誠実な会社
- 強くたくましい会社

証券コード 8616  
2019年6月4日

## 株主各位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 最高経営責任者 石田建昭

## 第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（5頁～6頁）をご参照のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権行使くださいとお願い申し上げます。

敬 具

記

**1. 日 時** 2019年6月26日（水曜日）午前10時

**2. 場 所** 東京都中央区新川一丁目17番21号  
茅場町ファーストビル 8階ホール

（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意願います。）

### 3. 目的項目

#### 報告事項

1. 第107期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第107期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第3号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件  
第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以上

- 
- ▶ 本書類には、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした事業報告、連結計算書類及び計算書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
- (1) 連結計算書類の連結注記表  
(2) 計算書類の個別注記表
- ▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに、修正掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>

## 議決権行使方法についてのご案内

### ▶ 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 ➤ 2019年6月26日(水)午前10時

当社ではクールビズを実施しております。そのため当社員も軽装で対応させていただきますので、ご了承ください。

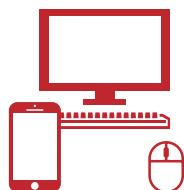
### ▶ 株主総会にご出席いただけない場合



#### ▶ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 ➤ 2019年6月25日(火)午後5時到着分まで



#### ▶ インターネット

議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使

行使期限 ➤ 2019年6月25日(火)午後5時受付分まで

▼ 詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

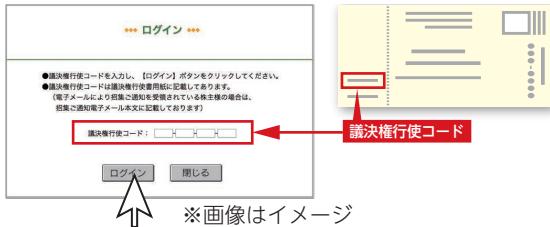
## ■ ご留意いただく事項

インターネット等により複数回議決権行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

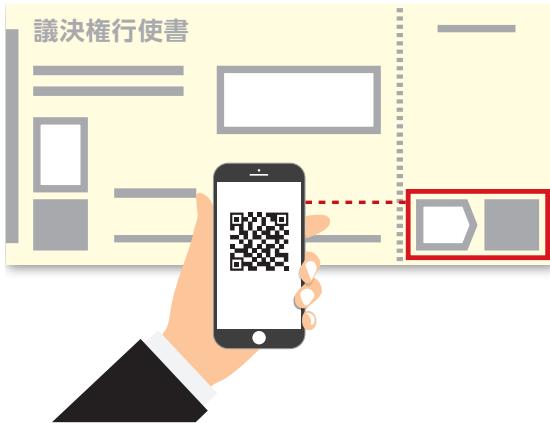
## インターネット等による議決権行使のご案内

### パソコンによる議決権行使



左記ウェブサイトにアクセスしたのち、お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックして下さい。以降は画面の指示に従って賛否をご入力下さい。

### スマートフォンによる議決権行使



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
※一度議決権行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### お問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00~21:00)
- (2) 上記(1)以外のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00~17:00 土日休日を除く)

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金としてお支払いいたしました1株12円を含め、合計1株16円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当金 4円

総額 1,033,466,720円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任	いし	だ	たて	あき 石田建昭	代表取締役社長 14回中14回出席
2	新任	かわ	もと	まさ	ひで 川本公英	副社長 —
3	再任	みず	の	いち	ろう 水野一郎	取締役 14回中14回出席
4	再任	なか	やま	つね	ひろ 中山恒博	取締役 10回中10回出席※ 社外取締役 独立役員
5	新任	ふじ	わら	ひろし	洋 藤原洋	— 社外取締役 独立役員

※2018年6月28日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

候補者番号

1

いし だ たて あき  
石 田 建 昭

1946年1月2日生



再任

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

普通株式 405,400株

■ 当事業年度における  
取締役会への出席状況

14回中14回出席

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1968年 4月 (株)東海銀行入行  
 1992年 4月 欧州東海銀行頭取  
 1994年 6月 (株)東海銀行取締役  
 1996年 6月 同行常務取締役  
 1998年 6月 東海投信投資顧問(株)取締役社長  
 2001年 4月 欧州東海銀行会長  
 2002年 4月 UFJインターナショナル会長  
 2003年 4月 同社社長  
 2004年 5月 当社顧問  
 2004年 6月 当社代表取締役副社長  
 2005年 3月 当社代表取締役社長  
 2006年 6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）（現任）  
 2009年 4月 東海東京証券(株)代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）  
 2019年 4月 東海東京証券(株)取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役  
 (株)名古屋証券取引所 取締役  
 一般財団法人東海東京財団 代表理事

## ■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを發揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・見識を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

かわ もと まさ ひで  
川 本 公 英

1956年12月1日生



新任

#### ■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 39,400株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1980年 4月 (株)東海銀行入行  
 2000年11月 日本ベリサイン(株)技術部長  
 2001年11月 同社システムエンジニアリング部長  
 2004年 4月 当社経営企画部副部長  
 2004年 9月 当社IT戦略部長  
 2006年 3月 当社執行役員事務統括部、システム開発部、IT戦略部担当 兼 IT戦略部長  
 2008年 4月 当社常務執行役員IT戦略推進本部長  
 2009年 4月 当社常務執行役員総合企画グループ担任 兼 総合リスク管理グループ担任  
 2010年 4月 (株)東海東京投資顧問代表取締役社長  
 2011年 5月 東海東京ビジネスサービス(株)代表取締役社長  
 2012年 4月 当社常務執行役員総合企画グループ副担任  
 2013年 4月 当社専務執行役員戦略事業グループ担任  
 2014年 4月 浜銀TT証券(株)取締役副社長  
 2017年 4月 東海東京ウェルス・コンサルティング(株)取締役副社長  
 2018年 4月 東海東京証券(株)専務執行役員オペレーション本部長  
 2019年 4月 当社副社長総合企画グループ担任 (現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

—

#### ■ 取締役候補者とした理由

川本公英氏は、当社及びグループ会社においてシステム、経営企画、事業戦略部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社グループの成長に向けた事業戦略を積極的に推進する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

みず の いち ろう  
水 野 一 郎

1944年3月10日生



再任

社外取締役

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数  
(本総会終結時)

6年

■ 当事業年度における  
取締役会への出席状況

14回中14回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1966年4月 三菱商事(株)入社
- 1991年5月 同社企業情報部長
- 1993年10月 同社為替部長
- 1995年5月 三菱コーポレイション・ファイナンス・ピーエルシー(ロンドン)社長
- 1997年6月 三菱商事(株)財務部長
- 2001年6月 同社執行役員 新機能事業グループCFO
- 2003年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)
- 2003年6月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)
- 2006年4月 同社代表取締役 兼 副社長執行役員(CFO)
- 2010年6月 東海東京証券(株)取締役
- 2013年6月 当社取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 社外取締役候補とした理由

水野一郎氏は、三菱商事(株)代表取締役の職責を全うされ、その実績・見識は高く評価されているところであります。また、2013年6月より社外取締役として、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていました。これまでの実績・見識及び職務実績も踏まえ、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

なか やま つね ひろ  
中山 恒 博

1948年1月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数  
(本総会終結時)

1年

■ 当事業年度における  
取締役会への出席状況

10回中10回出席

※2018年6月28日就任以  
後に開催された取締役会  
への出席回数です。

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1971年4月 (株)日本興業銀行入行
- 1999年6月 同行執行役員 営業第一部長
- 2000年9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員
- 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員
- 2004年4月 同行取締役副頭取
- 2007年4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問
- 2007年5月 同社代表取締役会長
- 2008年11月 同社代表取締役会長兼社長
- 2009年3月 同社代表取締役会長 兼 社長  
(兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表
- 2010年7月 メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長
- 2017年6月 同社取締役
- 2017年7月 同社特別顧問
- 2018年6月 当社取締役 (現任)
- 2019年6月 三井不動産(株)取締役 (就任予定)

■ 重要な兼職の状況

三井不動産(株) 取締役 (2019年6月27日に就任予定)

■ 社外取締役候補者とした理由

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・見識は高く評価されているところであります。銀行及び証券会社経営の経験は、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を担っていただけるものと判断しています。また、2018年6月より社外取締役として、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。これまでの実績・見識及び職務実績も踏まえ、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

中山恒博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

5

ふじ わら  
藤 原ひろし  
洋

1954年9月26日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

0株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1977年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
- 1977年12月 日立エンジニアリング(株)入社
- 1985年 2月 (株)アスキー入社
- 1987年 2月 (株)グラフィックス・コミュニケーション・テクノロジーズ出向取締役研究開発本部長
- 1988年 9月 米国ベル通信研究所 (Bellcore) 訪問研究員
- 1993年 9月 (株)グラフィックス・コミュニケーション・ラボラトリーズ出向常務取締役研究開発本部長
- 1993年 4月 (株)アスキー取締役
- 1996年 4月 慶應義塾大学理工学部客員教授
- 1996年12月 (株)インターネット総合研究所設立 代表取締役所長 (現任)
- 2012年 4月 (株)ブロードバンドタワー代表取締役会長 兼 社長 CEO (現任)
- 2017年12月 (株)チェンジ取締役 (現任)
- 2018年 6月 (株)スカパーJSATホールディングス取締役 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

- (株)ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長 CEO
- (株)チェンジ 取締役
- (株)スカパーJSATホールディングス 取締役
- (株)インターネット総合研究所 代表取締役所長

## ■ 社外取締役候補とした理由

藤原洋氏は、システム関連の企業経営者として長年務められており、その実績・見識は高く評価されているところあります。システム関連経営の経験は、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

## ■ 独立性

藤原洋氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、水野一郎、中山恒博の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これら両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、藤原洋氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案

当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定期株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

第2号議案が原案どおり承認されると、本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役2名となる予定です。

(1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

本総会の決議により、割り当てることができる本件新株予約権の数は1,500個を上限といたします。また、本件新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は、150万株（発行済株式総数比約0.55%）を上限といたします。

ただし、後述の（4）①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

(3) 本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

#### (4) 本件新株予約権の内容

##### ① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式1,000株とします。

なお、本件新株予約権割当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

##### ② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、5年間といたします。

④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
(ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(二) 新株予約権行使することができる期間

上記③に定める本件新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権行使することができる期間の満了日までとします。

(ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定します。

(ヘ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。

(ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由

下記⑦及び⑨に準じて決定します。

(チ) 謹渡による新株予約権の取得の制限

謹渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。

⑦ 本件新株予約権の取得事由

吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑧ 本件新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。

- (口) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を行使することはできなくなるものとします。
- ( i ) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- ( ii ) 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ( iii ) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

## 第4号議案

## 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2007年5月21日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」と総称します。）の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、同年6月28日開催の第95期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。さらに、同対応策は、第98期、第101期、第104期の各定期株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該3度目の更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下、「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、本総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、企業価値の源泉を維持し、経営計画を実行していくことが必要不可欠です。これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれことになります。当社は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断する等のために必要な情報や時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収者と交渉を行うことや、必要かつ相当な対抗措置を講ずること等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であると考えております。

これを受け、当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり更新することを決定いたしました（当該4度目の更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下、「本プラン」といいます。）。本プランは、旧プランにおける経営計画に基づく取組み（本プランでは後記Ⅱ.（1）、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み（同Ⅱ.（2））などを中心にご説明内容を更新・充実させ、また、旧プラン全体につき形式的な文言の修正を行っておりますが、旧プランを実質的に変更するものではありません。

詳細につきましては、下記のとおりです。

なお、2019年3月31日現在の大株主の状況は、事業報告「2. 株式に関する事項」のとおりです。

## 記

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株券等の大量買付行為（Ⅲ 2. (2)において定義する。以下同じ。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付行為に関する提案の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、Ⅱ 1. の企業価値の源泉を維持するとともに、Ⅱ 2. (1) の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付けが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、および当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為（詳細につきましては、Ⅲ 2. (2) およびⅢ 2. (6) イ. ①から⑥までをご参照ください。）に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社グループは、当社および子会社27社ならびに関連会社10社（2019年4月1日現在）により構成され、金融商品取引業およびその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とするリテール証券業務から投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、中堅・中小の証券会社に金融商品取引業に必要な各種インフラを提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界の新たな時代に向けた重要な戦略として、地域の特性に応じた地域戦略や有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略等を推進しております。

このように当社グループは、金融商品取引業およびその関連業務を中心に事業を展開しており、持株会制のもと、①持株会社を中心とした当社グループ全体に係る戦略の立案、適正な経営資源の配分およびガバナンス体制の確立、②グループ各社が業務の執行に専念できる体制かつ、迅速な意思決定により刻々と変化する業務環境に対し機動的な対応を可能とする体制の構築、③グループ各社の事業領域や市場環境に応じた経営・組織体制、人材育成制度の導入等の実現を通じ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるよう努めております。

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業およびその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験および当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。したがいまして、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるためには、これらの諸要素に対する理解および強化が不可欠であると考えております。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### （1）経営計画に基づく取組み

当社グループでは、2017年4月より、経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」（2017年4月～2022年3月）をスタートさせました。本経営計画では、グレート・プラットフォームの

構築と生産性革命によって「さらなる経営基盤の強化と成長」を実現するとともに、次のステージに上がるための「戦略テーマの追求」に邁進し、証券業界の「第3極」を形成する新しい時代のリーダーをめざしています。

#### リテール～顧客基盤の拡大による収益の源泉の強化～

リテール部門においては「リテール顧客セグメント別戦略の独自性の追求」をテーマに顧客基盤の拡大と収益力の強化に取り組んでいます。富裕層のお客さま向けには、日本橋高島屋三井ビルディング最上階に「オルクドール・サロンTOKYO」を開設したほか、人材のレベルアップなど機能・サービスの充実を図っています。また、事業承継や相続/税務対策など総合的なソリューションを、中小企業のオーナーや医師など幅広いお客さまに提案・提供しています。成熟層のお客さまについて、相続や退職等のライフイベントに対するコンサルティングサービスを強化するとともに、リスクを選好するお客さまには専門部署が対応しています。資産形成層のお客さまに対しては、投資経験が浅い方向けに保険をエントリー商品として住宅ローン、証券の機能を併せ持つ「MONEQUE（マニーク）」の展開を開始し、将来に向けた潜在的なお客さまの獲得に力を注いでいます。

#### 法人トライラテラルとグローバルマーケットでの業務拡大

マーケット部門、法人営業部門、投資銀行部門では、「法人トライラテラル」による業務拡大に取り組んでいます。これは、マーケット部門や投資銀行部門が組成もしくは引受した商品を法人営業部門へ展開するなど、3部門がそれぞれの専門性を活かしながら有機的に連携することで、お客さまとの取引を拡大させ、より安定的に収益を創出できるよう事業ポートフォリオを強化するものです。基幹事業のひとつであるマーケット部門は、東海東京証券のお客さまに加えて、提携合弁証券、プラットフォーム提供先の強固な顧客基盤を有し、外国株式、外国債券、仕組債等の商品ラインアップの拡充に取り組んでいます。法人営業部門では、機関投資家からのブローカー評価の向上による発注シェアの拡大や地域金融機関や事業法人向けの新発債券の販売促進を図るとともに、仕組債、私募投信、デリバティブ等を活用して様々な運用ニーズへの対応を強化しています。投資銀行部門では、地方公共団体ならびに事業法人が発行する債券の引受、中堅・中小企業を対象としたM&A機能強化や、IPO・PO業務に注力しています。

#### グレート・プラットフォーム

経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」においては、現在のプラットフォームビジネスの機能を拡充し、「グレート・プラットフォーム」へと進化させていきます。現在、当社グループ各社からの提携合弁証券や同業証券会社に提供している商品、情報、システム、教育、事務などのプラットフォームビジネスに、M&Aなどの新たな機能を加えてサービスを強化していきます。さらに、富裕層ビ

ジネスなど東海東京証券での取組みを、提携先企業を含むグループ内外に提供していきます。当社グループは、グレート・プラットフォームを基盤とした提携銀行や出資先との協業体制により、証券業界の「第3極」を形成する総合金融グループの創造をめざしてまいります。

### 生産性革命と人材育成

経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」を成功に導くには、グレート・プラットフォームの構築やマーケット部門の拡充といった戦略・施策を着実に遂行するだけでなく、事業活動のあらゆる側面で効率化と適正化を図る「生産性革命」の取組みが不可欠です。東海東京フィナンシャル・グループは、東海東京証券における店舗の統廃合をはじめ、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用したBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の実行、ペーパーレスの推進、データベースマーケティングを取り入れた営業スタイルの確立など、生産性の向上に向けたさまざまな取組みを進めています。また、最大の経営資源である人材の育成については、高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた人材を輩出するため、人事制度の見直しや職場環境の整備、適正な評価システムの策定を実施しています。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考え方のもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めております。

### ① コーポレートガバナンス基本方針

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備および株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。
- (2) 当社は、株主、顧客、取引先、社員および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの皆様との適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (3) 当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。

- (4) 当社は、取締役がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果断な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。
- (5) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動等を通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

② 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会での、より戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。

現在は、5名の社外取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）を選任しており、この結果、当社の取締役会及び監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が実現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

今後も引き続きコーポレート・ガバナンス強化に係る諸施策を推し進めるとともに、株主の皆様との積極的な対話をすることにより、株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っていく所存であります。

### III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランへの更新の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該

大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

他方で、当社は上場会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々譲渡されることは勿論のこと、かかる株券等の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株券等の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する株券等の大量買付行為がなされる可能性は否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、本総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランへ更新することを決定いたしました。

また、現時点において、当社は、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### イ. 本プランの目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）に対し、（i）事前に大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（iii）株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示するため、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。必要かつ十分な情報の提供と大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間（Ⅲ 2. (4)において定義されます。）が経過するまでの間、または下記（7）に定めるとおり当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

#### ロ. 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合（詳細につきましては、Ⅲ 2. (6) イ. ①から⑥をご参照ください。）には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（その主な内容はⅢ 2. (10) 「対抗措置の概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を制限する行使条件、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### 八. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

当社は、本プランに定めるルールに従って一連の手續が遂行されたか否か、および本プランに定めるルールが遵守された場合に当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ相当と考えられる対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の客觀性、合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会が、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置を発動するか否かを検討し、判断するにあたって、当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとします。なお、独立委員会規則の概要是、別紙1「独立委員会規則の概要」に記載のとおりであり、本プランへの更新時の各委員の略歴は、別紙2「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客觀性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

## 二. 株主総会の開催

さらに、下記（7）に定めるとおり、下記（6）イの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

### （2）対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為（ただし、当社取締役会が予め承認した行為を除くものとし、以下、「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する大量買付者の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付け<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する大量買付者の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け<sup>7</sup>
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、③において同じとします。）との間で行う当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者<sup>8</sup>に該当することとなる行為であって、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為<sup>9</sup>

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii) 大量買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、本プランにおいては大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することとなる取引および金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行ふことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii) 契約金融機関等は、本プランにおいては当該大量買付者の特別関係者とみなします。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者に含まれる者を含みます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

9 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項に規定される共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

### (3) 本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は本プランを、株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のホームページ(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>)に掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）ならびに大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といい、使用言語は日本語に限るものとします。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。なお、買付説明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の実在を証明する書類を添付していただきます。

本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量買付者の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付説明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後ににおける当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為および関連する取引の実行可能性等を含みます。）
- ④ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実および仮定条件、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額および算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ⑥ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- ⑦ 当社グループの取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社グループとの関係に關し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその詳細
- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。

独立委員会は、大量買付者より提供された情報および買付説明書に記載の内容が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または間接に本必要情報の追加的な提供を求めることがあります。

当社取締役会および独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

#### （4）当社取締役会による意見、代替案等の提示に係る検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付説明書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付説明書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知するとともに、株主の皆様に開示します。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の検討期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定しま

す。

大量買付者は、この取締役会評価期間経過後または下記（7）に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記（8）に定める不発動決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された情報・資料に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客觀性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるるものとします。

その上で、当社取締役会は、大量買付行為の内容を検討し、改善させるために、必要に応じ、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提出された買付説明書の概要、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

## （5）独立委員会による評価、検討

独立委員会は、大量買付者から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。独立委員

会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることがあります。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会等から提供された上記情報・資料に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客觀性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提出された買付説明書の概要、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行うよう、当社取締役会に請求することができるものとします。

## (6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

### イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、対抗措置の発動（その発動に必要な手続・条件の決定を含みます。）を勧告します。

具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

① 次のa. からd. までに掲げる行為等により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合

- 当社の株券等を買い占め、その株券等について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け（最初の買付けで当社の全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
- ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
- a. 当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が害されることを回避することができないかまたはそのおそれがある場合
- . 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合
- 大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されず、かつ、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合（ただし、是正の可能性がないと当社取締役会が認める場合は、かかる手続は不要とします。）には、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動しないことが必要であることが明白である場合、またはその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、対抗措置の発動を勧告します。独立委員会の勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報について、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

## (7) 株主総会の開催

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行なう場合は、当社取締役会は、上記（6）イ. の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がなされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

## (8) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、上記（6）イ. またはロ. のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記（6）イ. の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、大量買付行為が撤回された場合その他当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止その他の決定を行うことができるものとします。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会がこれらの決議を行った場合、当社は、直ちに当該決議の概要、上記株主総会の決議の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下、「不発動決定通知」といいます。）し、また、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報について、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記（7）に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開

催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ大量買付行為を行うことができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### (9) 本必要情報の変更

Ⅲ 2. (3) の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手續が改めて適用されるものとします。

#### (10) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、非適格者（別紙3「新株予約権の要項」において定義されます。以下同じです。）は、本新株予約権を使用することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で非適格者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換に本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

### 3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

#### (1) 本プランへの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランへの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に関する提案に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に関する提案に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、本プランへの更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、Ⅲ 2.において述べたとおり、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議し、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止した場合、または無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

加えて、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てのほか会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）の有する当社の株式に係る法的権利または経済的利益に格別の損失を与える事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### （3）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社取締役会において、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。そして、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細・手続につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。なお、本新株予約権の行使または当社による取得に当たり、株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、あらかじめご注意ください。

#### 4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に、本総会の決議による委任の範囲内において、独立委員会の意見を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

また、本プランの有効期間満了後における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

#### IV 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由）

##### （1）会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

##### （2）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

### (3) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは企業価値ひいては株主共同の利益を尊重する考え方に基づき設計され、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保するものです。本プランにより株主の皆様は適切な投資判断を行うことが可能となり、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えます。

### (4) 株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランは、更新に当たり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。本総会において、本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。また、Ⅲ 4. に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、上記Ⅲ 2. (7) 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができます。

したがいまして、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

### (5) 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、当社取締役会から独立性の高い社外者により構成される独立委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある外部専門家等の助言を得ることができることなどにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされています。したがいまして、本プランは、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 4. に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上

別紙1

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役(その補欠者を含む。) または(ii) 社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する秘密保持義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本年6月開催予定の本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ② 大量買付行為の内容が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの決定および対抗措置の発動または不発動
  - ③ 対抗措置の中止
  - ④ 取締役会評価期間の延長
  - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の検討
  - ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の検討
  - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑤ 本プランの修正または変更の検討
  - ⑥ 本プラン以外の買収防衛策導入の是非の検討
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

別紙2

独立委員会委員の略歴

本プランへの更新時の独立委員会の委員は、以下の3名（五十音順）を予定しております。

乾 文男（いぬい ふみお）

1947年10月7日生  
1970年4月 大蔵省入省  
1987年1月 在カナダ日本国大使館参事官  
1991年6月 主計局主計官  
1994年7月 理財局総務課長  
1995年5月 内閣総理大臣秘書官  
1996年1月 関東信越国税局長  
1997年7月 国税庁課税部長  
1998年6月 金融監督庁監督部長  
2001年1月 金融庁総務企画局長  
2001年7月 日本政策投資銀行理事  
2008年6月 一般社団法人投資信託協会副会長  
2015年6月 一般社団法人金融財政事情研究会会長（現任）  
2015年7月 東京海上日動火災保険（株）顧問  
2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

加藤 正樹（かとう まさき）

1945年4月15日生  
1969年10月 監査法人 丸の内会計事務所入所（現有限責任監査法人 トーマツ）  
1974年10月 公認会計士登録  
1981年6月 監査法人 丸の内会計事務所 社員  
1992年6月 監査法人サンワ・トーマツ青木（現有限責任監査法人 トーマツ）代表社員  
2007年6月 監査法人 トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）退職  
2007年7月 公認会計士加藤正樹事務所開設（現任）

長野 庵士（ながの あつし）

- 1944年 3月 20日生  
1966年 4月 大蔵省入省（1998年4月まで）  
1983年 1月 在イギリス日本国大使館参事官  
1990年 6月 主税局総務課長  
1993年 7月 銀行局担当審議官  
1996年 1月 証券局長  
2000年10月 第二東京弁護士会登録  
2002年11月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）顧問  
2010年 1月 西村あさひ法律事務所 パートナー  
2015年 1月 西村あさひ法律事務所 オブカウンセル  
2017年 1月 西村あさひ法律事務所 顧問（アドバイザー）（現任）

以 上

## 別紙3

### 新株予約権の要項

#### イ. 新株予約権の数

割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

#### ロ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### ハ. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

#### 二. 新株予約権の目的である株式

新株予約権1個の目的である株式<sup>10</sup>の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、下記ホ.により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

#### ホ. 新株予約権の目的である株式の数の調整

- ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
- ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

---

10 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとする。

へ. 新株予約権の払込金額

無償とする。

ト. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

チ. 新株予約権の行使期間

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において、別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、新株予約権無償割当て決議において2年1ヶ月間から2年3ヶ月間までの範囲で別途定める期間とする。ただし、下記ル. ②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできないものとする。行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

#### リ. 新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I)から(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記(I)から(V)に該当する者の関連者<sup>13</sup> (以下、(I)から(VI)に該当する者を「非適格者」という。)は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない (ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記ル. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。)。

#### ヌ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ル. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

11 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。以下本書において別段の定めがない限り同じ。)

12 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本脚注12において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本脚注12において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとする。以下本書において別段の定めがない限り同じ。)

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

ヲ. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

ワ. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

力. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

ヨ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

タ. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を上記チ. に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

レ. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、上記タ. の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

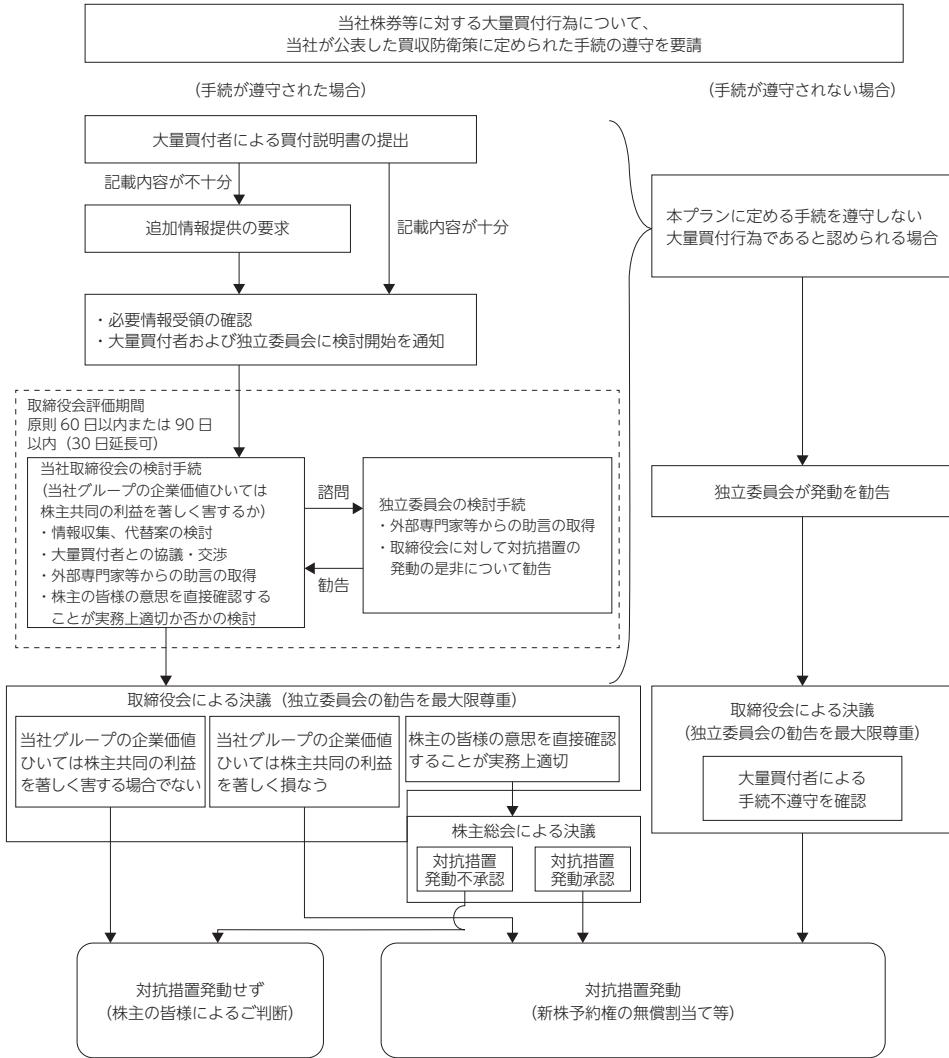
ソ. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

## 当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したもので、詳細につきましては本文をご参照ください。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）のわが国経済は、総じて緩やかな回復局面が持続しました。輸出には米中貿易摩擦の影響等により弱含みが見られるものの、企業収益の拡大や雇用・所得環境の改善を背景に消費は底堅く推移しました。

海外経済は、米国では好調な雇用・所得環境を背景に底堅く推移しましたが、前述の米中貿易摩擦等を背景に、世界経済全体では景気減速感が強まりました。製造業セクターを中心に弱さが見られたほか、年度後半以降は、各国・各地域のGDP成長率が総じて低下傾向となりました。ただし、中国の景気対策等を背景に、当期末にかけて経済指標にはいく分持ち直しの動きが見られました。

株式市場では、日経平均株価が4月に21,400円台で始まった後、9月半ばにかけて概ね横這いで推移しました。10月初旬には、米通商政策への緩和期待から一時24,400円台まで急伸しましたが、年末にかけては米中貿易摩擦への警戒感に加え、F R B（米国連邦準備制度理事会）の利上げ姿勢への嫌気などから急落し、一時1年8ヶ月ぶりに19,000円を割り込む場面もありました。年明け以降は、米中貿易交渉の進展や、中国景気の持ち直し期待等を背景に反発に転じましたが、その後はやや上値の重い展開となり、3月末は21,200円台で取引を終えました。なお、本年度の東証1部の1日当たり平均売買代金は2兆8,550億円となり、前年度の2兆9,570億円をやや下回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りが4月に0.045%で始まった後、7月の日本銀行による金融緩和策の枠組み柔軟化や、米10年物国債利回りの上昇等を背景に、10月初旬には一時0.155%まで上昇しました。その後は、米中貿易摩擦への警戒感や、世界経済減速への懸念等から、年明けには一時マイナス0.050%まで低下しました。その後はプラス圏に戻す場面もありましたが、欧米の長期金利が年末年始にかけて低下基調となる中、国内の長期金利も低下し、3月末はマイナス0.095%で取引を終えました。

為替市場では、ドル円相場が4月に1ドル106円台で始まった後、北朝鮮を巡る緊張緩和や、良好な米経済指標を受けた米10年物国債利回りの上昇等から円安ドル高となり、10月初旬には一時114円台をつけました。12月半ばにかけては概ね112円から113円台で推移しましたが、年末にかけては先進国の株価急落による市場のリスクオフムードにより大幅に円高ドル安が進み、年明けには一時的に105円を割り込みました。その後は緩やかな円安ドル高基調となり、3月末は110円台で取引を終えました。

こうした市場環境の中、当社グループは、経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」に取り組んでおります。経営計画の柱のひとつであり、当社グループの特色である国内アライアンス戦略においては、株式会社十六銀行との包括業務提携に基づいた7社目となる合弁証券会社設立について、本年6月3日の開業予定日に向けて準備を進めてまいりました。

また、デジタライゼーションへの対応や次世代層の顧客基盤確立のため、有望なFinTech企業との提携を進めしており、4月におつり投資アプリ「トラノコ」を提供するTORANOTEC株式会社と資本業務提携を実施したほか、6月にはロボアドバイザー「THEO」を展開する株式会社お金のデザインを持分法適用関連会社化、また、10月には証券取引スマホ・アプリ「One Tap BUY」を提供する株式会社One Tap BUYに対して出資を行っております。

事業面では、マーケット部門のさらなる強化・拡充に注力しており、24時間グローバルトレーディング体制の構築やシステムの高度化などビジネスインフラの増強に加え、仕組債の内製化やプロ私募ファンド業務の拡大など取扱商品の多様化を推進しております。また、人材育成やシステム投資、リスク管理体制の高度化等の諸施策を通じて、グループ収益の一層の拡大と安定化を図っております。

お客様向けのサービス・ソリューションの拡大においては、お客様への情報・商品提供力強化のため業務提携関係にあるベトナムのバオベト証券に対し7月に出資を行い、より強固なパートナーシップ構築を図ったほか、中小企業の事業承継問題の解決に貢献すべく、当社連結子会社であるピナクル株式会社と事業承継M&Aアドバイザリー事業を行うピナクルTTソリューション株式会社を12月に設立いたしました。

「お客様本位の業務運営」の推進においては、金融庁より6月に公表された「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」の各指標に基づき、当社子会社の東海東京証券株式会社及び高木証券株式会社において、2018年3月末時点の実績を公表いたしました。

これら経営計画への取り組みを通じ、当社グループは信用力の明確化とプレゼンスの向上に努めており、3月には株式会社格付投資情報センター（R&I）より「B B B +」の新規格付を取得いたしました。

なお、10月9日に発生いたしました東証システム障害におきましては、多数のお客様にご迷惑をおかけいたしました。東証との接続手順の見直しやシステムの改善等、システムリスクの軽減に努めてまいります。

また当社グループは、資本市場の発展と国民の皆さまの健全な資産形成に貢献すると同時に、企業市民として地域社会の活性化に貢献することをCSRの基本方針に置いております。特に、ホームマーケットである中部地区的将来の繁栄、発展に資するべく、さまざまな活動を展開しております。中部オープンイノベーションカレッジにおいては、勉強会・交流会を毎月開催し、企業間、企業と大学、企業と学生が集い、イノベーティブな議論のできる場を提供しております。また、名古屋大学とは、国際化を牽引できるグローバルな人材の育成を目的に国際情勢講座を開催したほか、英国・ケンブリッジ大学やエジンバラ大学への学部生・大学院生の派遣などを行っております。スポーツの分野においても、トップアスリートの就職支援システム「アスナビ」を通じた採用を行ったほか、中京大学とは、学生アスリート向けの給付型奨学金制度を設立しており、2018年度は4名の学生アスリートに対して活動支援を行っております。

当社は、1月に本店を日本橋高島屋三井ビルディングへ移転いたしました。ビルの最上階には東海東京証券株式会社が展開する富裕層向けサービスブランド「Orque d'or (オルクドール)」のメンバー向けサロン「オルクドール・サロンTOKYO」を本年4月にオープンしており、東京における富裕層ビジネス展開の基点として活用してまいります。当社グループの体制においては、「お客様本位の業務運営」の推進及び検証を横断的に行う専門組織としてフィデューシャリー・デューティー本部を、1月に東海東京証券株式会社に設置いたしました。

また、本年9月には連結子会社である東海東京証券株式会社と高木証券株式会社の合併を予定しており、更なる経営の効率化を図ってまいります。

なお、当社グループの後継者育成計画（サクセッションプラン）の一環として、本年4月1日付で、東海東京証券株式会社の代表取締役が交代し、代表取締役会長に山根 秀昭、代表取締役社長に合田 一朗がそれぞれ就任しております。サクセッションプランについては、当社グループの業容の拡大に鑑み、グループ経営力の強化と次世代経営者の育成も経営上重要な課題の1つとの認識から、2017年より外部専門家のアドバイスも取り入れつつ、指名・報酬委員会及び社外取締役を含め議論を行い、サクセッションプランのプロセスを構築、整備してまいりました。具体的に候補者を選定し、まず主要子会社の経営を担うべく、この度の東海東京証券株式会社の代表取締役異動となったものです。当社グループは、新体制の東海東京証券株式会社を中心に、急速に変化する金融業界において、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆さんにご支持いただける「総合金融グループ」を目指してまいります。

当社グループの経営成績の概況は、以下のとおりです。

## 受入手数料

当連結会計年度の受入手数料の合計は19.4%減少（前年同期増減率、以下①において同じ。）し289億54百万円を計上いたしました。

### ① 委託手数料

当社の主要子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は、個人投資家の売買の減少により33.0%減少し31億93百万株、株式委託売買金額は22.5%減少し3兆8,021億円となり、当社グループの株式委託手数料は39.8%減少し102億11百万円の計上となり、委託手数料全体では38.4%減少し107億29百万円を計上いたしました。

### ② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は新規公開企業の公募・売出しの引受け件数の増加により102.8%増加し9億14百万円を計上いたしました。また、債券は7.4%減少し3億33百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では53.9%増加し12億47百万円を計上いたしました。

### ③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、個人向けを中心とする投資信託の販売額が減少したことから11.5%減少し68億71百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では11.4%減少し69億51百万円を計上いたしました。

### ④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は0.8%増加し45億56百万円の計上となり、また、保険手数料収入は19.1%増加し32億30百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では1.9%増加し100億25百万円を計上いたしました。

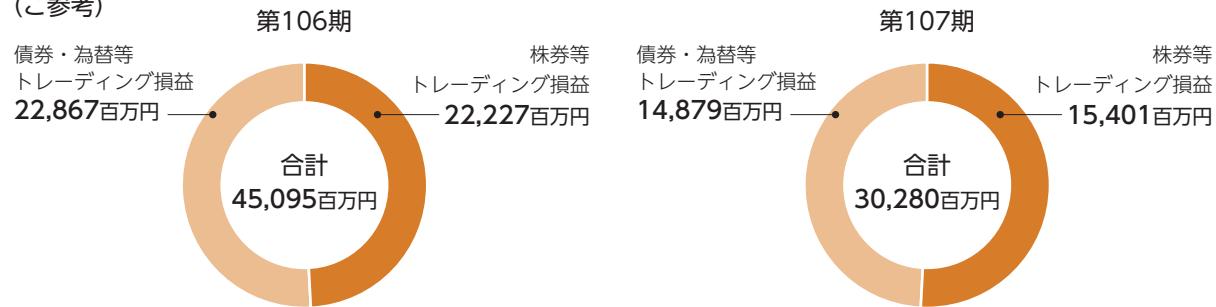
(ご参考)



## トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、主に米国株式を中心とした外国株式の売買の減少により30.7%減少し154億1百万円の利益の計上となり、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は34.9%減少し148億79百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は32.9%減少し302億80百万円の利益を計上いたしました。

(ご参考)



## 金融収支

当連結会計年度の金融収益は30.0%増加し55億37百万円を計上いたしました。一方、金融費用は5.2%減少し22億19百万円を計上し、差引の金融収支は73.2%増加し33億18百万円の利益を計上いたしました。

## 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費については、取引関係費は支払手数料の減少等から13.6%減少し119億51百万円となり、人件費は5.0%減少し295億44百万円、租税公課は16.3%減少し12億73百万円となる一方、不動産関係費は15.4%増加し78億45百万円、減価償却費は19.4%増加し23億21百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費は3.9%減少し629億45百万円を計上いたしました。

## 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に計上していた持分法による投資利益が持分法による投資損失に転じ、営業外収益の合計は53.6%減少し17億12百万円を計上いたしました。また、営業外費用は、FinTech企業への投資に係るのれん償却など先行的なコストの増加により持分法による投資損失61百万円の計上となり、営業外費用の合計は93.1%増加し3億88百万円を計上いたしました。

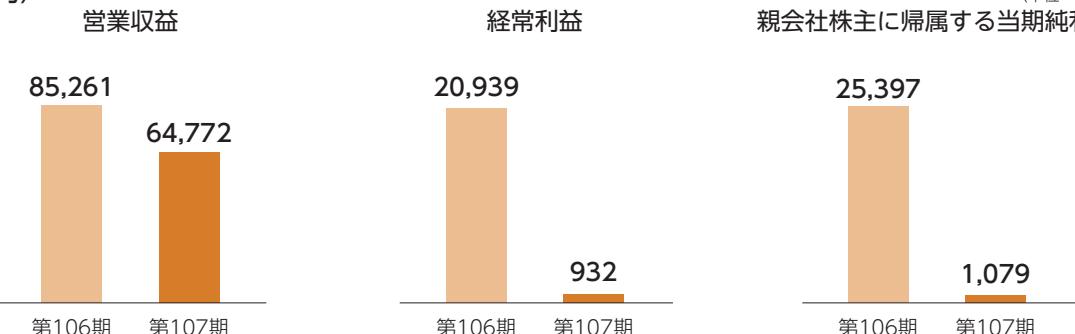
## 特別損益

当連結会計年度の主な特別利益は、投資有価証券売却益15億19百万円を計上し、主な特別損失については、当社子会社の高木証券において特別退職金5億98百万円を計上いたしました。

## 損益

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は24.0%減少し647億72百万円、純営業収益は24.6%減少し625億53百万円となり、営業損失は3億91百万円（前年同期営業利益174億46百万円）、経常利益は95.5%減少し9億32百万円、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は95.7%減少し10億79百万円を計上いたしました。

(ご参考)



## ② 対処すべき課題

当社グループの当連結会計年度の業績は、前述の通り厳しいものとなりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタライゼーションの進展、フィデューシャリー・デューティーへの対応、働き方改革への取り組み、国内外のマーケットの変調、お客様のニーズの多様化、システムの高度化などに係る高コスト化、また証券ビジネスへの異業種からの参入による競争激化等、目まぐるしく変化しています。当社グループはこういった環境下で、従来の証券会社とは異なる、未来に続く新たなビジネスモデルの構築により、メガバンク系や大手証券に対抗できる証券業界の第3極のリーダーとなるべく、経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」に取り組んでいます。

## リテール

リテール部門においては「リテール顧客セグメント別戦略の独自性の追求」をテーマに顧客基盤の拡大と収益力の強化に取り組んでいます。富裕層のお客さま向けには、日本橋高島屋三井ビルディング最上階に「オルクドール・サロンTOKYO」を開設したほか、人材のレベルアップなどにより機能・サービスの充実を図っています。また、事業承継や相続対策、税務対策など総合的なソリューションを、中堅・中小企業のオーナーや医師など、幅広いお客さまに提案・提供しています。成熟層のお客さまについては、相続や退職等のライフイベントに対するコンサルティングサービスを強化するとともに、リスクを選好するお客さま向けの専門部署を設置しています。資産形成層のお客さまに対しては、投資経験が浅い方向けに保険をエントリー商品として住宅ローン、証券の機能を併せ持つ「MONEQUE（マニク）」を展開し、将来に向けた潜在的なお客さまの獲得に力を注いでいます。

また、生産性向上やコスト低減の観点から店舗の統廃合についても進めるとともに、お客様のニーズにお応えするため、本年4月1日付けで、証券担保ローンの取扱いを開始いたしました。

## 法人トライラテラルとグローバルマーケットでの業務拡大

マーケット部門、法人営業部門、投資銀行部門では「法人トライラテラル」による業務拡大に取り組んでいます。これは、マーケット部門や投資銀行部門が組成もしくは引受した商品を法人営業部門へ展開するなど、3部門がそれぞれの専門性を活かしながら有機的に連携することで、お客さまとの取引を拡大させ、より安定的に収益を創出できるよう、事業ポートフォリオを強化するものです。基幹事業のひとつであるマーケット部門は、東海東京証券のお客さまに加えて提携合弁証券、プラットフォーム提供先の強固な顧客基盤を有し、外国株式、外国債券、仕組債等の商品ラインナップの拡充に取り組んでいます。法人営業部門では、機関投資家からのブローカー評価の向上による発注シェアの拡大や地域金融機関や事業法人向けの新発債券の販売促進を図るとともに、仕組債、私募投信、デリバティブ等を活用して様々な運用ニーズへの対応を強化しています。投資銀行部門では、地方公共団体ならびに事業法人が発行する債券の引受け、中堅・中小企業を対象としたM&A機能の強化や、IPO・PO業務に注力しています。

## グレート・プラットフォーム

経営計画においては、現在のプラットフォームビジネスの機能を拡充し、「グレート・プラットフォーム」へと進化させていきます。

当期末までに有力な地方銀行と設立した提携合弁証券会社は計6社となり、本年6月3日付けで、株式会社十六銀行との7社目となる提携合弁証券会社の営業を開始いたしました。いずれも各地域において圧倒的な事業基盤と顧客基盤を有する金融機関との合弁であり、地方マーケットの更なる深耕に注力することで、将来にわたる持続的な成長を期待しています。

また、デジタライゼーションが進展する中、有望なFinTech企業との提携を一段と進め、次世代顧客層の拡大という課題解決に向けて、出資したTORANOTEC株式会社、株式会社お金のデザイン及び株式会社One Tap

BUYが持つ機能を活用したスマホアプリの開発などを含めた総合的な資産管理プラットフォームを構築してまいります。

### 生産性革命と人材育成

経営計画を成功に導くには、グレート・プラットフォームの構築やマーケット部門の拡充といった戦略・施策を着実に遂行するだけでなく、事業活動のあらゆる側面で効率化と適正化を図る「生産性革命」の取組みが不可欠です。当社グループは、東海東京証券における店舗の統廃合をはじめ、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用したBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の実行、ペーパーレスの推進、データベースマーケティングを取り入れた営業スタイルの確立など、生産性の向上に向けたさまざまな取組みを進めています。

また、最大の経営資源である人材の確保については、高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成するため、人事制度の見直しや適正な評価システムの策定を実施しています。なお、本取組み等の結果、当社は厚生労働省の表彰事業「グッドキャリア企業アワード2018」において、大賞（厚生労働大臣表彰）を受賞しました。今後も、社員の成長を重んじ、お客様の期待に沿えるような人材の確保に力を注いでまいります。

## ③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資において特記すべき事項はありません。資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行（当期発行総額387億24百万円、期末発行残高420億17百万円）及び短期社債の発行（当期発行総額740億円、期末発行残高160億円）を行いました。

## ④ 企業集団の財産及び損益の状況

区分	連結会計年度	第104期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第105期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第106期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第107期 (2018.4.1～ 2019.3.31)
営業収益		百万円	百万円	百万円	百万円
(受入手数料)	67,584 (34,267)	65,412 (26,934)	85,261 (35,907)	64,772 (28,954)	
経常利益	15,297	13,269	20,939	932	
親会社株主に帰属する当期純利益	12,423	11,990	25,397	1,079	
1株当たり当期純利益	46.92	45.73	97.27	4.18	円
総資産	568,548	742,435	964,533	1,391,076	百万円
純資産	155,204	157,229	174,849	164,300	

- (注) 1. 2018年3月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2017年3月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させていることから、総資産は741,935百万円から500百万円増加しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る主要な財務数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっていることから、総資産は965,621百万円から1,087百万円減少しております。

## ⑤ 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社26社及び関連会社10社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

## ⑥ 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所  
本店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所

会社名	店舗数	摘要
東海東京証券株式会社	65店	愛知県、東京都他
高木証券株式会社	12店	大阪府、東京都他
株式会社東海東京調査センター	2店	愛知県、東京都
東海東京アセットマネジメント株式会社	1店	東京都
東海東京インベストメント株式会社	1店	東京都
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	2店	愛知県、東京都
東海東京アカデミー株式会社	2店	東京都、愛知県
東海東京サービス株式会社	2店	愛知県、東京都
東海東京ビジネス株式会社	1店	東京都
株式会社ETERNAL	56店	東京都、兵庫県他
ピナクル株式会社	1店	東京都
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	1店	中国・香港
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	1店	英国・ロンドン市
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	1店	米国・ニューヨーク市
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	1店	シンガポール
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	1店	シンガポール

- ③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,861名 [554名]	前年度末比108名増 [45名減]
(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。）であり、臨時従業員の年間平均人員数は〔 〕内に外数で記載しております。 2. 上記のほか東海東京証券株式会社及び高木証券株式会社の歩合外務員の2019年3月末の人員は35名であります。		

## ⑦ 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東海東京証券株式会社	6,000	100.0	金融商品取引業
高木証券株式会社	11,069	100.0	金融商品取引業
株式会社東海東京調査センター	50	100.0	金融商品取引業、情報サービス業
東海東京アセットマネジメント株式会社	100	100.0	金融商品取引業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル、有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	250	100.0	コンサルティング業
東海東京アカデミー株式会社	50	100.0	教育・研修業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の受託
株式会社E T E R N A L	50	100.0	生命保険・損害保険代理店の事業
ピナクル株式会社	100	70.0	M&Aアドバイザリー業務
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 115,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	情報サービス業、資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	58,744	210,380

## ⑧ 主要な借入先及び借入金の状況

借入先		借入金残高 百万円
日本銀行	行	63,000
株式会社三井UFJ銀行	行	32,500
株式会社みずほ銀行	行	15,745
日本証券金融株式会社	社	10,027
資産管理サービス信託銀行株式会社	社	10,000
三井住友信託銀行株式会社	社	6,500
株式会社横浜銀行	行	6,000
株式会社池田泉州銀行	行	5,016
株式会社山口銀行	行	5,000
株式会社西日本シティ銀行	行	5,000
株式会社りそな銀行	行	3,000
株式会社大垣共立銀行	行	3,000
株式会社七十ヶ島銀行	行	3,000
株式会社もみじ銀行	行	3,000

(注) 日本証券金融株式会社の借入金には信用取引借入金9,627百万円が含まれております。

## 2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数** 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数** 270,582,115株
- ③ 株主数** 40,307名
- ④ 大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,104,600	4.69
株式会社三菱UFJ銀行	12,016,853	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,004,800	3.87
三井住友海上火災保険株式会社	7,283,798	2.82
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	7,280,000	2.82
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.71
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.17
三井住友信託銀行株式会社	4,800,000	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	4,594,200	1.78
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.71

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。  
 2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式12,215,435株があります。

### 3 新株予約権に関する事項

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第6回新株予約権		第7回新株予約権
発行決議の日	2014年8月25日 取締役会決議		2015年8月24日 取締役会決議
役員の区分	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役
新株予約権の数	40個	8個	47個
保有人数	3名	1名	3名
新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数	普通株式 40,000株	普通株式 8,000株	普通株式 47,000株
新株予約権の発行 価額	無償		無償
新株予約権の行使 時の払込金額	1株当たり816円		1株当たり923円
新株予約権の行使 期間	2016年10月1日～ 2019年9月30日		2017年10月1日～ 2020年9月30日
新株予約権の主な 行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員（従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。）たる地位を有することを要する。		

名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議の日	2016年8月22日 取締役会決議	2017年8月28日 取締役会決議	2018年9月20日 取締役会決議
役員の区分	取締役	取締役	取締役
新株予約権の数	49個	56個	56個
保有人数	3名	3名	3名
新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数	普通株式 49,000株	普通株式 56,000株	普通株式 56,000株
新株予約権の発行 価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使 時の払込金額	1株当たり542円	1株当たり673円	1株当たり687円
新株予約権の行使 期間	2018年10月1日～ 2023年9月30日	2019年10月1日～ 2024年9月30日	2020年10月1日～ 2025年9月30日
新株予約権の主な 行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員（従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。）たる地位を有することを要する。		

- (注) 1. 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はありません。  
 2. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、当社使用者として在籍中に付与されたものであります。  
 3. 取締役が保有している新株予約権には、当社及び当社子会社の使用者として在籍中に付与されたもの、及び兼務する当社子会社の取締役として付与されたものが含まれております。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況等

名称	第10回新株予約権
発行決議の日	2018年9月20日取締役会決議
新株予約権の数	1,356個
交付された者的人数	当社使用人 254名 当社子会社の取締役 19名 (当社役員を兼務している者を除く。) 当社子会社使用人 7名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,356,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり687円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員（従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。）たる地位を有することを要する。

## 4 会社役員に関する事項

### ① 取締役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 最高経営責任者 (代表取締役)	石田建昭	東海東京証券株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO) 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取副締役 (代表取締役)	前園浩	東海東京証券株式会社 取締役
取締役	早川敏之	東海東京証券株式会社 代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)
取締役	水野一郎	取締役会議長
取締役	※中山恒博	
取締役 (監査等委員)	岡島眞人	
取締役 (監査等委員)	安田三洋	丸の内国際法律事務所 顧問
取締役 (監査等委員)	井上恵介	カーディフ損害保険株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	乾文男	一般社団法人金融財政事情研究会 会長

- (注) 1. ※の取締役は、2018年6月28日開催の第106期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、水野一郎、中山恒博、安田三洋、井上恵介及び乾文男の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、中山恒博、安田三洋、井上恵介及び乾文男の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 2018年6月28日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、説田公人氏は取締役を退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員) 岡島眞人氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 取締役(監査等委員) 岡島眞人氏は、当社において相当の期間、経理・財務を担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 石田建昭氏は、2019年3月31日をもって東海東京証券株式会社の代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO) を退任し、同年4月1日付で取締役となっております。

7. 取締役 前園浩氏は、2019年3月31日をもって当社の代表取締役副社長を退任し、同年4月1日付で取締役となっております。また、2019年3月31日をもって東海東京証券株式会社の取締役を退任し、同年4月1日付で株式会社東海東京調査センターの代表取締役社長に就任しております。
8. 取締役 早川敏之氏は、2019年3月31日をもって東海東京証券株式会社の代表取締役社長 最高執行責任者（COO）を退任しております。

## ② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役2名（社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号及び第2号に規定される金額の合計額であります。

## ③ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	4名 (2)	141百万円 (26)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	4名 (3)	62百万円 (42)
合計	8名 (5)	203百万円 (68)

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第104期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年額300百万円以内となっております。また、2016年6月29日開催の第104期定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬は、年額150百万円以内となっております。
2. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。
  3. 支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権3百万円が含まれております。
  4. なお、当該支給額には、業績を鑑み、役員賞与の支給額は含まれておりません。
  5. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたが、特に指摘すべき点はありません。

## ④ 社外役員に関する事項

### 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	水野一郎	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席しました。長年の事業経営の経験を活かし、総合的見地から発言を行っております。
取締役	中山恒博	就任後開催された取締役会には、10回中10回出席しました。長年の金融機関における経営の経験を活かし、総合的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安田三洋	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査等委員会には、14回中14回出席しました。長年の弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井上恵介	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査等委員会には、14回中14回出席しました。長年の事業経営の経験を活かし、総合的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	乾文男	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査等委員会には、14回中14回出席しました。長年の行政官としての経験を活かし、総合的見地から発言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬の額	41百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、前事業年度の監査実績の分析と評価を行い、当事業年度の監査計画に基づく監査体制・監査日数等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。
4. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、分別保管の法令遵守に関する検証業務等について対価を支払っております。

### ③ 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd. 及び Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### ④ 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び当該体制の運用状況の概要

### 【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、グループガバナンス体制の充実を企図し、またグループ規模の拡大に対応するため、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）整備の基本方針改正を決議いたしました。改正後の内容は、以下のとおりです。

#### ① 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ② グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ③ 関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ④ 関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査等委員会の指示により監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。
- ⑤ 関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させる。
- ⑥ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。最高経営責任者は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

#### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」）により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ② 取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。

- ③ 取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。
- ④ 監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、監査等委員会の指示・命令のもと内部監査を実施し、結果等を監査等委員会に報告する。監査等委員会は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ⑤ 違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）を整備し、その実効性の確保に努める。
- ⑥ 反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ⑦ 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

### ③ 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に發揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ② 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ③ 当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客觀性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ④ 取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ⑤ 取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を最高経営責任者に委任する。
- ② 会社業務の全般的な執行方針を協議するため、最高経営責任者並びにその指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。
- ③ 取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行を行う。

## ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。また、監査等委員会はそれらの情報閲覧ができるものとする。

## ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- ② 総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

## ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ② 監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- ④ 監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見に基づき決定する。

## ⑧ 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ② 最高経営責任者は、社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

## ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 最高経営責任者及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- ② 監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役が過半数（5名））で構成されており、原則月1回開催しております。また、当社取締役は、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督機能を担う「非業務執行取締役」により構成され、それぞれの役割について明確化を図るとともに、取締役会の議長に「非業務執行取締役」が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性確保に努めております。
- ・当社は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を設置し、原則毎月1回開催しており、当期は14回開催いたしました。総合リスク管理委員会においては、年度単位の法令遵守に関する実践計画である「コンプライアンス・プログラム」制定等のコンプライアンスに関する事項、リスク管理に関する事項及び災害危機管理に関する事項について協議を行うとともに、その実施状況について報告されております。又、内部統制上重要な「反社会的勢力との関係遮断の取組み」及び「内部通報制度の利用状況」についても報告されております。なお、総合リスク管理委員会での重要な協議事項及び報告事項並びにコンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取締役会へ報告しております。
- ・「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を社内・社外に設置しており、社内イントラ等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。また、「グループ内部通報規程」により、通報者が通報したことの理由として、当該通報者に対して不利益、不平等な取扱いをしてはならない旨を定めております。
- ・「グループ倫理行動基準」や「倫理コード」において、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない旨を宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、反社会的勢力との関係遮断に関する具体的手続きを定めております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び各種社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、及び期間終了後の廃棄に至るまでを適正に管理しております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理規程に基づき、市場リスク、信用リスク、事務リスク、システムリスク及び流動性リスクの各リスクの管理体制を明確化し、適切な管理に努めております。又、当社グループにおけるリスク管理については、総合リスク管理委員会へ適切な報告がなされております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、定款の定めと取締役会決議により重要な業務執行に関する決定の多くを最高経営責任者に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論を行うための体制を整備しております。又、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。
- ・当社は、最高経営責任者及びその指名する取締役並びに執行役員で構成する機関として、会社の業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を設置し、原則として月2回開催しております。
- ・経営会議の議事内容のうち、上程議案以外についても、全てを取締役会へ報告するとともに、重要なものについては個別の報告議案として報告しております。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしております。

### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査部に監査等委員会室を設置して、監査部長を含む4名のスタッフを配置しております。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、又、人事異動・評価・懲戒処分等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

### ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会は、取締役及び使用人から定期的に又は随時、報告を受けております。

### ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役と定期的に面談を実施し、相互の意思疎通を図っており、又、必要に応じて弁護士等に監査業務に関する相談を行える体制を整備しております。

## ⑨ 財務報告に係る内部統制

- 当社は企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制を整備して、財務報告に係る内部統制を適正に実施し、内部監査部門が適正に監査しております。
- 経営会議にて承認された年次計画書については、取締役会に報告しており、当該計画書に基づき、内部統制を実施し、その結果等につき、経営会議にて経営者による評価を決定し取締役会に報告しております。又、その結果等を外部監査法人による監査評価を得た上で、「内部統制報告書」にて、有価証券報告書と同時に開示しております。

## 7 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「当社グループの企業価値等」という。）を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。又、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為（③において定義する。以下、同じ。）の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、当社グループにおける企業価値の源泉を維持するとともに、経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値等は損なわれることになります。

### ② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記①のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

又、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的な施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上が図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置付けていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年6月29日開催の第104期定期株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました（更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を、以下、「本プラン」という。）。

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」という。）の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為 ((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。) を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、又当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客觀性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、対抗措置の発動又は不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客觀性、公正性及び合理性が確保できるよう設計しております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催するものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

**④ 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）**

本プランは、以下の理由により、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

i 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

又、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

ii 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、又、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

iii 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

iv 株主意思を重視し、又、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。又、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点ですべて廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

又、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができます。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

v 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重すること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

vi デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

又、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

## 連結計算書類等

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分				金額	構成比(%)
(資産の部)					
流動	現預金	及び	預金		
	顧客預金	別預金	信託金	41,400	47,920
その他	の他	の預金	信託金	630	42,030
トレー	商品	デバイス	イング		657,524
商	有価	イニシア	商	654,224	
デリバ	価	テイブ	券取引	3,300	
信用	用取引	引当	資付		49,406
信	用取引	引当	貸付	30,929	
信	用取引	借証券	担保付	18,477	
有価	証券	担保	貸付		492,858
価	証券	担保	貸付	39,663	
借入	有価	証券	担保		
現	先取引	引当	貸付	453,194	
立	短期差	替入	保証付		3,412
短	期	貸	保証付		14,927
未	期	取	収		219
そ		の	の		2,820
貸	倒	引	当		12,442
流	動	資産	合計		△30
固	定形	固定	資産		1,323,532
有	形	固	定資		95.1
建	器	具	備		
土					12,037
無	形	固	定資		
の	の	れ		4,529	
ソ	フ	ト	ウエ	3,738	
電	電話	加	入	3,769	
そ		の			5,218
投	資	その	他の資		
投	資	有価	証券	42,090	
長	期	差入	保証付	4,608	
線	延税	金	資	33	
退	職給	に係る	資	2,397	
そ		の		1,526	
貸	倒	引	当	△366	
固	定資	産合	計		67,544
資	産	合			4.9
				1,391,076	100.0

(単位：百万円)

区分		金額	構成比(%)
(負債の部)	債券償還引当金	540,357 6,142	546,499
流動資産	販売用在庫	9,627 2,028	15,973 11,655
商社預金	預金	17,788 327,510	345,299
現預金	預金	34,723 9,733 123,967 16,000 24,443 348 2,016 7,065	34,723 9,733 123,967 16,000 24,443 348 2,016 7,065
定期預金	定期預金	1,137,726	81.8
定期預金	定期預金	17,573 68,129 388 75 191 2,073	17,573 68,129 388 75 191 2,073
定期預金	定期預金	88,431	6.4
定期預金	定期預金	618	0.0
合計	合計	1,226,776	88.2
(純資産の部)	純資産		
株主資本	株主資本	36,000 28,961 100,540 △6,183	
その他有価証券	その他有価証券	159,318	
新規支配	新規支配	2,172 539 2,268	
純資産	純資産	164,300	11.8
合計	合計	1,391,076	100.0

## 連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

区分				金額	百分比(%)
営業受取手数料 委託引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 その他の受取手数料 ト金營業融収益	料 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 その他の受取手数料 ト金營業融収益	料 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 その他の受取手数料 ト金營業融収益	料 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 その他の受取手数料 ト金營業融収益	28,954	
10,729 1,247 6,951 10,025	10,729 1,247 6,951 10,025	30,280 5,537	30,280 5,537	64,772	100.0
				2,219	3.4
				62,553	96.6
販売費及び一般管理費 取人不事減相そ販売費及び一般管理費合計△	費 引動産価税の一般管理費合計△	費 引動産価税の一般管理費合計△	費 引動産価税の一般管理費合計△	62,945 △391	97.2 △0.6
営業損失△	業外取扱益△	業外取扱益△	業外取扱益△		
受取投資事業外に業法事務の組合による解の費用△	外配組の収益費用△	外配組の収益費用△	外配組の収益費用△	714 500 340 157	
受取投資事業外に業法事務の組合による解の費用△	外配組の収益費用△	外配組の収益費用△	外配組の収益費用△	1,712	2.6
持投為和そ當業外費用△	外用合△	外用合△	外用合△	388	0.6
932					1.4
経常特種損益△	利得△	利得△	利得△		
関係資本会員の預り金の差額△	株式の差額△	株式の差額△	株式の差額△	1,519 138	
特種損益△	売却損△	売却損△	売却損△	1,663	2.6
減投投特金△	売却損△	売却損△	売却損△	151 53 257 598 6	
特種損益△	売却損△	売却損△	売却損△	1,067	1.6
税法過法当期	調整前当期	調整後当期	調整後当期	1,528 △141 △88	2.4
人年期	税法等	税法等	税法等	375	0.6
非支配親会社	主に帰属する当期	主に帰属する当期	主に帰属する当期	1,152 72	1.8 0.1
				1,079	1.7

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,000	28,958	108,761	△6,188	167,531
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△9,300		△9,300
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			1,079		1,079
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		2		6	9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	2	△8,220	4	△8,213
当 期 末 残 高	36,000	28,961	100,540	△6,183	159,318

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	2,519	△168	2,745	5,097	556	1,664	174,849
当 期 変 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△9,300
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益							1,079
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額)	△1,442	△237	△1,244	△2,924	△16	604	△2,335
当 期 変 動 額 合 計	△1,442	△237	△1,244	△2,924	△16	604	△10,549
当 期 末 残 高	1,077	△405	1,500	2,172	539	2,268	164,300

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分		金額	構成比(%)
(資産の部)			
流動資産	現金及び預金	4,662	
立替貸付	33		
短期前払	53,581		
前払費用	73		
未収入金	339		
未収税金	3,580		
未収法人人税等	2,818		
未収益	596		
デリバティブ債権	3,323		
流動資産合計	69,009		32.8
固定資産	有形固定資産	4,368	
建物	2,559		
構築物	27		
工具、器具及び備品	1,781		
土地	0		
無形固定資産		18	
ソフトウエア	15		
その他	3		
投資その他の資産		136,984	
投資有価証券	9,842		
関係会社株式	100,496		
その他の関係会社有価証券	204		
関係会社長期貸付金	21,071		
従業員に対する長期貸付金	16		
長期差入保証金	2,016		
長期前払費用	56		
前払年金費用	1,682		
繰延税金資産	1,091		
その他の資金	690		
貸倒引当金	△184		
固定資産合計	141,371		67.2
資産合計	210,380		100.0

(単位：百万円)

区分		金額	構成比(%)
(負債の部)			
流動期償還予定の社債			
短年以内償払法人事税			
未払預り受取当引債			
前賞デリバティブ債			
流动負債合計		59,809	28.4
固定負債			
社長退職賃貸の借入債			
定期負債合計		44,420	21.1
負債合計		104,229	49.5
(純資産の部)			
株主資本の本益余			
資本その他益の本利差			
利子の別途積立			
利益の越利剰余			
自株主資本の換算差額			
評価その他の有価証券評価差額等			
新株予約権			
純資産合計		106,151	50.5
負債純資産合計		210,380	100.0

# 損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

区分						金額	百分比(%)
営業関係会社	受取付金	配当利導	益金利息料益			7,417 1,450 6,501 368	
営業収益合計						15,737	100.0
営業費用合計						7,541 943	
営業費用合計						8,485	53.9
営業利益						7,252	46.1
営業外収益合計						590 1,336 213 99	
営業外収益合計						2,241	14.2
営業外費用合計						62 11 4	
営業外費用合計						79	0.5
経常利益						9,414	59.8
特別利益						169 2 138	
特別利益合計						310	1.9
特別損失						0 257	
特別損失合計						258	1.6
税引前当期純利益						9,466	60.1
法人税、住民税及び事業税額						482 372	
法人税等調整合計						855	5.4
当期純利益						8,611	54.7

## 株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金				利益剰余金							
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	36,000	9,000	19,709	28,709	26,789	20,411	47,201	△6,188	105,722			
当期変動額												
剰余金の配当						△9,300	△9,300		△9,300			
当期純利益						8,611	8,611		8,611			
自己株式の取得								△1	△1			
自己株式の処分			2	2				6	9			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－			
当期変動額合計	－	－	2	2	－	△689	△689	4	△681			
当期末残高	36,000	9,000	19,712	28,712	26,789	19,722	46,512	△6,183	105,041			

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,162	1,162	556	107,440
当期変動額				
剰余金の配当				△9,300
当期純利益				8,611
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△592	△592	△16	△608
当期変動額合計	△592	△592	△16	△1,289
当期末残高	569	569	539	106,151

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴久 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦生 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木 達也 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴久 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦生 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木 達也 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会としては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今後も企業集団として継続的な内部統制システムの整備、運用の強化が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	岡 島 真 人	印
監 査 等 委 員	安 田 三 洋	印
監 査 等 委 員	井 上 恵 介	印
監 査 等 委 員	乾 文 男	印

(注) 監査等委員安田三洋、井上恵介及び乾文男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下の通り実施いたします。

**2019年3月31日現在**の株主名簿に記載または記録された

1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

## 2019年3月期株主優待制度の内容

### ① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



### ② クオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のクオカードを進呈します。



**2018年3月末時点の株主さまより**、100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有を条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日および9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

## ■ フィンテック企業3社との提携

当社は、次世代を見据えたデジタル化戦略に取り組んでおります。2018年4月に「おつり投資」アプリ「トラノコ」を提供するTORANOTEC株式会社と資本業務提携を実施し、同年6月にはロボアドバイザー「THEO（テオ）」を展開する株式会社お金のデザインを持分法適用関連会社化しました。さらに同年10月には証券取引アプリ「One Tap BUY」を提供する株式会社One Tap BUYに出資を行いました。

この提携関係を活かし、提携地方銀行や他の証券会社とも連携しつつ、資産形成層向けサービスの拡充を図っていく方針です。

**TORANOTEC**

お金のデザイン

One Tap BUY

## ■ 厚生労働省「グッドキャリア企業アワード2018」大賞を受賞

当社は、人財育成に注力するとともに、多様な人財が活躍できるよう、制度整備や職場風土づくりを推進しています。2019年3月期には、厚生労働省による「グッドキャリア企業アワード2018」大賞を受賞したほか、愛知県「ファミリー・フレンドリー企業賞」を受賞（東海東京証券）、名古屋市より「ワーク・ライフ・バランス推進企業」に認証（東海東京証券）されるなど、外部からも高く評価いただいております。



愛知県 ファミリー・フレンドリー企業賞

## ■ R&Iより新規に「B B B +」の格付取得

当社および東海東京証券は、株式会社格付投資情報センター（R&I）より、新規に「B B B +」の格付を取得いたしました。今回の格付取得は、「金融業界における『第3極』の形成」に向けた当社グループの独創的なビジネスモデルに対し、格付機関から評価を得られたものと考えます。急速に変化する金融業界において、ステークホルダーの皆さんにご支持いただける「総合金融グループ」をめざしてまいります。

## ■ 東海東京証券 新会長・新社長のご紹介

2019年4月1日より、東海東京証券の代表取締役会長に山根 秀昭（やまね ひであき）が、代表取締役社長に合田 一朗（ごうだ いちろう）が就任いたしました。

アライアンスや買収等により当社グループの業務が拡大するなか、経営力の強化も重要な課題と捉え、2017年より次世代経営者の育成（サクセションプラン）について議論し、体制を整備してまいりました。まず主要子会社の経営を担うべく、この度の異動となりました。



代表取締役会長  
山根 秀昭



代表取締役社長  
合田 一朗

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

# 株主総会会場ご案内図

日 時

2019年6月26日（水曜日）午前10時

会 場

東京都中央区新川一丁目17番21号 茅場町ファーストビル8階ホール  
(一昨年の東京会場から変更となっておりますのでご注意願います。)



最寄り駅

- (1) 東京メトロ東西線・日比谷線 茅場町駅 4 b 出口から徒歩5分
- (2) 東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅 2番出口から徒歩8分

お願い

- ・駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・株主様へお配りするお土産はご用意しておりませんのでご了承ください。



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® C022915